

住宅用火災警報器の維持管理について

深川消防署妹背牛支署 TEL0164-32-2026

住宅用火災警報器は火事に早く気づくための大切な機器です。火事に早く気づくことで、命だけではなく、大切な財産も守ることができます。大切なものを守るためにも日頃から住宅用火災警報器の点検をしましょう。そこで、今回の広報では住宅用火災警報器の点検方法や住宅用火災警報器の取扱い方法を紹介します。



①警報音が鳴った場合は？

●**火災の場合**・・・周りの人に大声で知らせ、119番通報をしましょう。可能であれば初期消火を行って下さい。

●**火災ではない場合**・・・タバコの煙や調理中の湯気で警報音が鳴る場合があります。警報音停止ボタンを押す（ひもを引く）と警報音が止まります。それでも警報音が止まらない場合はメーカーに問い合わせして下さい。

②住宅用火災警報器の維持管理

●**住宅用火災警報器が汚れていたら**・・・住宅用火災警報器にホコリがつくと煙等を感知しにくくなります。乾いた布で拭き取りましょう。

●**定期的に作動点検をしましょう**・・・住宅用火災警報器本体に付いているボタンを押す（ひもを引く）と作動点検を行うことができます。なお、メーカーや機種によって点検方法が異なることがありますので、取扱説明書を確認してから点検をしましょう。

●**電池の交換時期**・・・電池タイプの住宅用火災警報器は電池が切れそうになった時に音や光で知らせてくれる機能を有しています。忘れずに電池交換をするか、新しい住宅用火災警報器に交換しましょう。

住宅用火災警報器の設置がまだ済んでいない世帯は、すでに設置義務化となっていますので、早期に購入・設置して下さい。

また、設置をしていて設置届出書を消防へ提出されていない方は提出してください。

6月1日は「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルール周知・啓発活動を行います。

総務省 北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

【問い合わせ】

総務省 北海道総合通信局 TEL011-737-0099

6月は「外国人雇用啓発月間」

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

- ① 雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。
- ② 外国人の雇い入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。
- ③ 労働保険・社会保険などの加入をはじめ適正な雇用管理を行ってください。

お問い合わせは、お近くのハローワークまたは労働基準監督署まで。

令和6年度自衛官募集案内

自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊
TEL 0166-55-0100

・自衛官候補生

資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女	試験期日	6月9日（日）か10日（月）、7月7日（日）か8日（月）のいずれか1日
受付期間	年間を通じて受付を行っております。	試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

こんなときは国民年金の手続きが必要です！

【お問合せ先】

役場住民課住民グループ TEL0164-32-2031（直通）

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになっています。第1号被保険者は自営業や学生、第2号被保険者は厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員、第3号被保険者は第2号被保険者に扶養されている配偶者（一定の収入の超えない方）の3つに区分されています。

ご本人や配偶者の就職、転職、結婚などで国民年金の種別が変わることがあり、下記の表のように種別変更などの手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合、病気やケガで障害が残ったときや、死亡した場合の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きをしてください。

こんなとき	被保険者の区分	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入→第3号	勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号→第1号	役場または年金事務所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	勤務先
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	役場
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき	第3号→第1号	役場

熱中症から身を守るために

札幌管区気象台天気相談所 TEL(011) 611-0170

熱中症警戒アラートは、気象庁と環境省が共同で発表する情報で、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に発表し、注意や警戒を呼びかけています。

外出を控える、屋外での運動を控える、室内等のエアコンや扇風機等により涼しい環境にて過ごすなど熱中症予防のための行動を取ってください。

また、環境省の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」でも注意喚起を行います。



警戒アラート

発表されている日には、こまめに水分や塩分を補給し、

山菜採りには危険がいっぱい！～4つのNG行動～

妹背牛駐在所 TEL32-2052

その1 「自分だけの秘密の場所」に「単独」で行く

行き先や帰宅時間を必ず家族に伝え、複数人で入山しましょう。

その2 携帯電話を持っていない

携帯電話は必須です。山菜採りをする方は絶対に持ちましょう。

その3 地味な軽装で入山

赤・白系の目立つ服装を心掛け、雨具や防寒着を携行しましょう。

その4 迷った時に歩き回る

迷った時には、視界の開けたところで待機し、むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑えましょう。



事前にヒグマの出没情報には敏感に、遭遇した時の対策はもとより、遭遇しないように十分気をつけてください。